

県発注工事に係る入札・契約制度の改善について

1 趣 旨

震災からの早期復旧・復興のため、これまで数次にわたり入札・契約制度における改善策を講じてきたが、依然として入札不調が高い水準にあることから、円滑な施工確保を図るため、手続きの簡素化・迅速化や技術者の確保等に関して、更なる改善を講じるもの。

2 入札不調状況（一般競争入札）

発注金額	平成22年度	平成23年度	平成24年度(2月末)
1億円未満	4%	28%	35%
1億円以上	1%	10%	27%
計	3%	23%	31%

3 改善の概要

(1) 手続きの簡素化、迅速化等

特に入札不調の発生率が高い**1億円未満の工事を価格のみによる入札**とし、入札手続きの軽減や開札から落札決定までの迅速化を図る。

- ① 低入札価格調査制度・総合評価落札方式⇒最低制限価格・最低価格落札方式
- ② オープンブック方式の適用緩和【内訳書のみ提出】
『適用期間 平成25年5月7日～平成28年3月31日』

(2) 技術者の確保

配置技術者の確保のため以下の措置を講じ、入札参加機会の拡大、技術者や建設資材等の円滑な確保を図る。

- ① 配置技術者の雇用関係要件の緩和【試行継続】
ハローワークを通じた新規雇用の場合、直接的雇用関係を3月から1日へ緩和
『試行期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日』
- ② 配置技術者の配置要件の特例
「開札日」における専任要件を一定条件で「着手指定日」まで緩和
『試行期間 平成25年5月7日～平成26年3月31日』

4 今後のスケジュール

平成25年4月上旬～中旬 県発注機関向け説明会

平成25年4月中旬～下旬 入札参加者向け説明会（県内数地区で開催予定）

【参考】これまでの主な改善策

- ・ 入札・契約の特例措置の実施（平成23年6月1日～）
「特別簡易型」総合評価落札方式の導入、入札保証金の適用緩和、低入札調査の簡素化、現場代理人の常駐義務緩和、前金払割合の引き上げ
- ・ 入札・契約の追加特例措置の実施（平成24年4月1日～）
復興JVの制度の創設、復旧・復興型混合入札・複数等級入札の試行、配置技術者・現場代理人の要件緩和、地域限定方式の運用緩和、「発注見通し」の公表頻度の見直し
- ・ 復興JV制度、混合入札・複数等級入札の適用拡大（平成24年10月1日～）
- ・ 監理技術者・現場代理人の更なる要件緩和（平成24年10月1日～）
- ・ 予定下請企業・下請金額変更時のペナルティの特例（平成24年10月1日～）